

概要版

第2期安中市 子ども・子育て支援事業計画

地域で支えあい、未来に羽ばたく子どもが
健やかに育つまち

〔令和2年度 ▶ 令和6年度〕

令和2年3月
安中市

計画策定の趣旨

本市では、平成27年3月「第1期安中市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育や子育て支援に関する事業の質・量ともに充実を図り、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において、すべての人が子ども・子育て支援についての関心や理解を深め、それぞれが協働しながら各々の役割を果たしていくまちづくりを推進してきました。

このたび令和元年度に第1期計画が終了することから、これまで展開してきた施策・事業の評価を行い、本市における子ども・子育て支援を取り巻く現状や課題等を踏まえ、新たに、「第2期安中市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

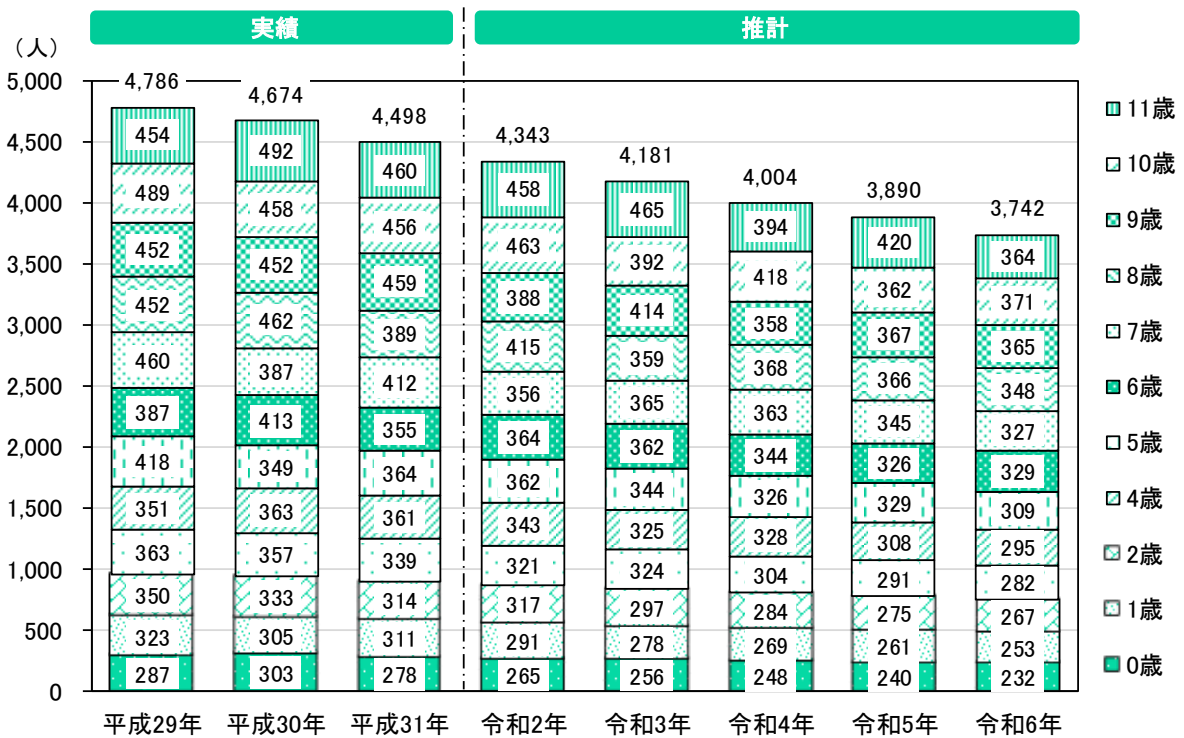
計画の対象

本計画の対象は、「20歳代前半までの子ども・若者とその家庭」を中心に、すべての子どもとその家庭、学校、地域、企業、団体等が対象となります。

子どもの数（実績・推計）

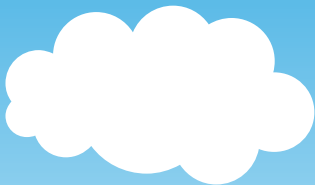
子どもの数（11歳以下）は、平成31年は4,498人で、令和6年には3,742人になると予測されます。

【子どもの数（実績・推計）】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

資料：各年4月1日現在（コーホート変化率法による推計値）

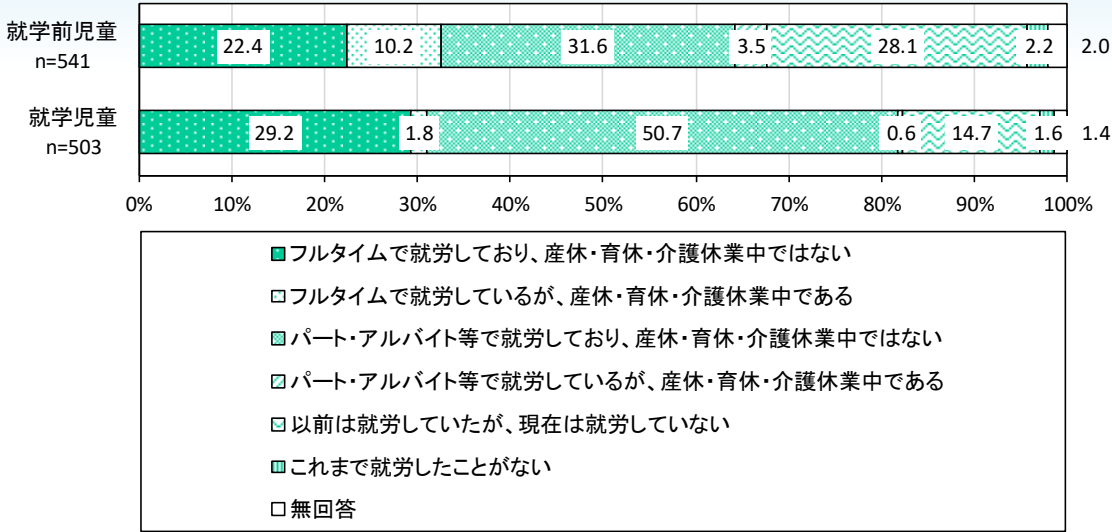


子ども・子育て支援に関するアンケート調査の概要

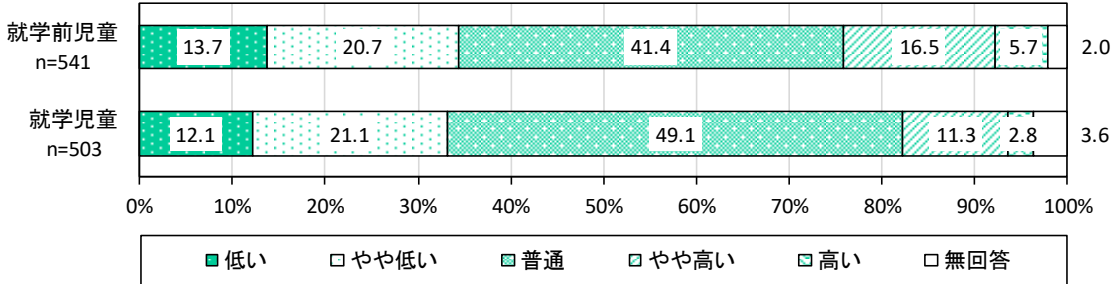
「第2期安中市子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料として、市民の子育て支援等に関する生活実態や、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に実施しました。

- ・就学前児童（1,000件配布／541件回収／回収率54.1%）
- ・就学児童（1,000件配布／503件回収／回収率50.3%）

【母親の就労状況】



【子育て支援サービスの満足度】



基本理念

子育ては「第一義的には父母その他の保護者が責任を持つ」という基本的認識を前提としつつ、地域が一体となって子どもの育ちを支え、子育て家庭が安心して、子育てができ、笑顔あふれる子どもたちが健やかに育っていくように、基本理念を下記のとおり設定し、良質かつ適切な支援策を展開していきます。



地域で支えあい、未来に羽ばたく子どもが 健やかに育つまち

施策の体系

【基本理念】

地域で支えあい、未来に羽ばたく子どもが健やかに育つまち

【基本目標】

基本目標 1 子ども・子育て家庭を支える体制の整備	1 教育・保育提供区域の設定
	2 幼児期の学校教育・保育サービスの提供体制の整備
	3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備
	4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

<子ども・子育て支援事業計画>

基本目標 2 子どもの最善の利益をもたらし取組の推進	1 母子の健康の確保及び増進
	(1)子どもや母親の健康の確保
	(2)食育の推進
	(3)思春期保健対策の充実
	(4)小児医療の充実
	2 子育て支援基盤の充実
	(1)子育て支援サービスの充実
	(2)子どもの居場所・活動の場の充実
	3 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備
	(1)次代の親の育成
	(2)子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備
	4 子どもの権利の尊重
	(1)子どもの権利に関する理解の醸成
(2)児童虐待防止対策の強化	
(3)ひとり親家庭の自立支援の推進	
(4)支援が必要な子どもへのきめ細かな取組の推進	
(5)被害にあった子どもの保護の推進	
(6)外国につながる子ども・家庭への支援	
(7)子どもを取り巻く有害環境対策の推進	

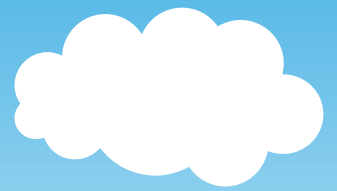
基本目標 3 子どもを生き育てる喜びを家庭や地域で分かちあえる地域社会づくり	1 地域社会における子育ての支援
	(1)家庭や地域の教育力の向上
	(2)子育て支援ネットワークづくり
	2 仕事と生活の調和の推進
(1)仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し	
(2)仕事と子育ての両立支援	

基本目標 4 安全で安心して子育てできる生活環境の整備	1 安全・快適な生活環境の整備
	(1)生活環境の整備
	(2)安心して外出できる環境の整備
	2 子ども等の安全の確保
	(1)子ども等の交通安全を確保するための活動の推進
	(2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
(3)子どもを災害から守るための活動の推進	

<次世代育成支援行動計画>

基本目標 5 子どもの貧困対策の推進	1 子どもの貧困対策推進計画の背景
	2 子どもの貧困対策の方針
	(1)生活の安定に資するための支援の充実
	(2)教育支援の充実
	(3)保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援の充実
	(4)経済的支援の充実
(5)支援体制の整備・充実	

<子どもの貧困対策推進計画>



子ども・子育て支援事業計画の概要

基本目標 1 子ども・子育て家庭を支える体制の整備

●教育・保育提供区域の設定

本市の教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備状況から、市全域とする1区域を設定します。

●教育・保育の認定区分

「幼児期の学校教育・保育サービス」とは、保育園及び幼稚園、認定こども園等で提供されるサービスをいいます。

子ども・子育て支援新制度の導入により、平成27年度からは、保育園及び幼稚園、認定こども園の入園にあたっては、子どもの年齢や保護者の就労状況等から保育の必要性を認定する認定区分が導入されています。



1号認定

⇒ 満3歳以上／保育の必要性なし（教育標準時間認定こども）

2号認定

⇒ 満3歳以上／保育の必要性あり（満3歳以上の保育認定こども）

3号認定

⇒ 満3歳未満／保育の必要性あり（満3歳未満の保育認定こども）

※2号認定、3号認定（保育認定）については、保護者の就労時間に応じて、「保育標準時間（長時間）認定」と「短時間認定」に保育の利用時間を区分。

●教育・保育事業の量の見込みと確保方策

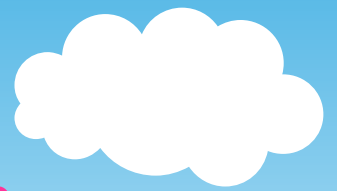
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定(3~5歳児)	見込み量(人)	236	228	220	213	204
	確保方策(人)	300	300	300	300	300
2号認定(3~5歳児)	見込み量(人)	724	701	676	655	625
	確保方策(人)	784	784	784	784	784
3号認定(1・2歳児)	見込み量(人)	332	322	317	314	312
	確保方策(人)	365	365	365	365	365
3号認定(0歳児)	見込み量(人)	32	31	30	29	28
	確保方策(人)	96	96	96	96	96

今後の方向性

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供を図ります。
- 0歳児及び2号認定の保育ニーズが高まる中、希望する年齢や地域で保育サービスを利用できるよう、ニーズに基づく適切なサービスの提供体制の整備を推進します。

● 地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業概要	令和6年度
		量の見込み・確保方策
①利用者支援事業	子どもとその保護者が保育園及び幼稚園、認定こども園などの教育、保育施設や一時預かりをはじめとする地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるように、関係機関との連絡調整を行い、情報提供や相談、支援を行う事業です。	基本型・特定型 2か所 母子保健型 0か所
②地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	保護者が楽しく子育てできるように乳幼児やその保護者が相互の交流を行う事業です。地域の子どもたちが遊びや出会いの場づくりとともに、子育てについての相談、情報の提供や助言などの支援を行う事業です。	900人回/月 施設数9か所
③妊婦健康診査	妊婦の健康の保持や増進を図るため、健康診査として、健康状態の把握や検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた検査を実施する事業です。	3,700人回/年
④乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービスにつなげる事業です。	232人
⑤子どもを守るネットワーク機能強化事業/養育支援訪問事業	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)は、児童虐待などに対する市町村の体制強化を図るために設置するものです。	実施
	養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが必要と認められる児童や、出産後の養育について出産前に支援を行うことが必要な妊婦に対し、養育が適切に行われるよう養育に関する相談、指導、助言など必要な支援を行う事業です。	10人
⑥一時預かり事業 (幼稚園型)	従来の幼稚園における「預かり保育」に該当する事業であり、認定こども園、幼稚園において教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中などに、在園児を対象に保育(教育活動)を実施する事業です。	14,200人日/年
⑦一時預かり事業 (幼稚園型以外)	家庭において保育を受けることが困難な場合に、児童を一時的に預かる事業です。	2,500人日/年
⑧子育て短期支援事業	保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、一定期間、必要な保護を行う事業です。	他のサービスと調整
⑨病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。	700人日/年
⑩子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する者(依頼会員)と、援助を希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。	50人日/年
⑪延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間に、保育園及び認定こども園で延長保育を実施する事業です。	425人
⑫放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	就労等により、昼間に保護者のいない家庭の小学校児童を対象とし、放課後や土曜日、夏休み等の長期休暇中に安全・安心な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。	765人



次世代育成支援行動計画／子どもの貧困対策推進計画の概要

基本目標2 子どもの最善の利益をもたらす取組の推進

すべての子どもが守られ、その子らしさが尊重されるように、子どもの権利を守るまちづくりを目指します。

また、ひとり親家庭、虐待経験のある子どもや、障がいのある子どもとその家庭など、支援が必要な場合には、子どもへの最善の利益がもたらされるような取組を推進します。

施策／主な事業

1. 母子の健康の確保及び増進

- 子育て世代包括支援センターの設置
- 産婦健康診査事業
- 産後ケア事業
- 乳幼児健康診査
- 健診事後教室
- 母子保健推進員活動
- 予防接種事業
- 喫煙や薬物等に関する教育
- 子ども医療費助成制度 など

2. 子育て支援基盤の充実

- 地域子育て支援拠点事業
- 子育て支援サービスの情報提供
- 延長保育事業
- 一時預かり事業
- 産前産後ホームヘルプサービス事業
- 学習の森施設の活用
- 子ども食堂 など

3. 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

- 赤ちゃんふれあい体験事業
- 男女共同参画推進事業
- 子どもの自殺予防
- 確かな学力の向上
- 豊かな心の育成
- 健やかな体の育成 など

4. 子どもの権利の尊重

- 要保護児童対策地域協議会の運営
- 家庭児童相談事業
- 発達に不安のある子どもの支援
- 特別支援教育の充実
- 外国人家庭への支援と多言語による情報提供の充実
- スマートフォン及びインターネット等への対策 など

基本目標3 子どもを生き育てる喜びを家庭や地域で分かちあえる地域社会づくり

子どもを生き育てる喜びを家庭や地域で分かちあえるように、家庭や地域の教育力の向上や子育て支援のネットワークづくりなどに取組むとともに、就労する保護者の増加を踏まえて、職業と家庭生活が両立でき、男女が良きパートナーとして家事や育児を行えるような地域社会づくりを目指します。

施策／主な事業

1. 地域社会における子育ての支援

- 家庭教育推進事業
- 地域の人材の協力による学校の活性化
- 世代間交流の推進
- ファミリー・サポート・センター
- 児童委員（民生委員）・主任児童委員の活動
- 子ども食堂連絡会議 など

2. 仕事と生活の調和の推進

- ワーク・ライフ・バランスの推進
- 子育てと仕事の両立支援推進
- 保育サービス等の充実 など

基本目標4 安全で安心して子育てできる生活環境の整備

子どもと子育て家庭にやさしい生活環境を整備するとともに、地域住民、関係機関と一体となり、防災対策や交通安全対策、防犯対策など、子どもを守る生活環境の整備を図ります。

施策／主な事業

1. 安全・快適な生活環境の整備

●子育てにやさしい環境整備 ●地域の安全性の向上 ●通学路維持整備事業 ●防犯灯設置事業 など

2. 子ども等の安全の確保

●チャイルドシートの普及啓発 ●交通安全指導の充実 ●自転車の安全利用の推進 ●防犯教育の充実
●教育・保育施設における防災対策 ●地域における防災対策 など

基本目標5 子どもの貧困対策の推進

貧困の問題は、単に経済的困窮の問題だけでなく、様々な要因を抱えており、子どもや親の努力だけでは貧困から抜け出すのは難しく、深刻化する場合もあることから、早期にシグナルをキャッチし、必要な支援へとつなぐため、家庭、学校、地域、行政が一体となり、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

施策／主な事業

1. 生活の安定に資するための支援の充実

●自立相談支援 ●家庭児童相談 ●地域との連携による早期発見 など

2. 教育支援の充実

●学習生活支援事業 ●就学援助制度 など

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援の充実

●生活困窮者の就労支援 ●ひとり親家庭自立支援給付金 など

4. 経済的支援の充実

●生活福祉資金貸付事業 ●児童扶養手当 ●ひとり親家庭医療費助成制度 ●生活保護 など

5. 支援体制の整備・充実

●貧困等困難を抱える児童の情報共有に関する庁内連携 ●児童委員（民生委員）・主任児童委員の活動
●スクールソーシャルワーカーによる学校 ●福祉との連携調整 など

第2期安中市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

令和2年3月

発行：安中市 編集：安中市 保健福祉部 子ども課

〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13

TEL：027-382-1111（代表）

